

【表紙】

【発行登録番号】 26 - 関東164

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 9 月29日

【会社名】 株式会社四国銀行

【英訳名】 The Shikoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 野 村 直 史

【本店の所在の場所】 高知市南はりまや町一丁目 1 番 1 号

【電話番号】 高知(088)823局2111番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 小 林 達 司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田 1 丁目14番 4 号
株式会社四国銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3291局7481番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 二 宮 康 高

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成
26年10月 7 日)から 2 年を経過する日(平成28年10月 6 日)
まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 50,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社四国銀行徳島営業部
(徳島市八百屋町 3 丁目10番地 2)
株式会社四国銀行松山支店
(松山市三番町 3 丁目 9 番地 4)
株式会社四国銀行東京支店
(東京都千代田区内神田 1 丁目13番 7 号)
株式会社四国銀行高松支店
(高松市丸亀町 8 番地23)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所
ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供
しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第200期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第201期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月11日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年9月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(平成26年9月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社四国銀行本店

(高知市南はりまや町一丁目1番1号)

株式会社四国銀行徳島営業部

(徳島市八百屋町3丁目10番地2)

株式会社四国銀行松山支店

(松山市三番町3丁目9番地4)

株式会社四国銀行東京支店

(東京都千代田区内神田1丁目13番7号)

株式会社四国銀行高松支店

(高松市丸亀町8番地23)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。